

## 資料編

---

- 1 公共施設等総合管理計画策定委員会
- 2 公共施設等整備・再編推進本部
- 3 その他の市民参加



# 1 公共施設等総合管理計画策定委員会

## (1) 公共施設等総合管理計画策定委員会設置要綱

### 武蔵村山市公共施設等総合管理計画策定委員会設置要綱

〔平成27年9月25日  
訓令(乙)第176号〕

#### (設置)

第1条 公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画（以下「公共施設等総合管理計画」という。）に関し、必要な事項を検討するため、武蔵村山市公共施設等総合管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公共施設等総合管理計画の策定に当たり必要な事項の検討審議に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

#### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員5人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 3人
- (2) 公募による武蔵村山市民 2人

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は前条第1号に掲げる者として委嘱された委員のうち市長が指名する者をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### (任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項の終了をもって満了する。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(2) 開催経過

回	開催年月日	議 題
第1回	平成27年12月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長及び副委員長の選出について</li> <li>・市民アンケートについて</li> <li>・その他について</li> </ul>
第2回	平成28年 7月 7日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等総合管理計画(素案)について</li> <li>・その他について</li> </ul>
第3回	平成28年10月 6日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等総合管理計画(修正素案)について</li> <li>・その他について</li> </ul>
第4回	平成28年11月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案)について</li> <li>・その他について</li> </ul>
第5回	平成29年 1月13日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等総合管理計画【個別施設計画】修正素案について</li> <li>・その他について</li> </ul>

(3) 公共施設等総合管理計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
識見を有する者	伊 庭 良 知	委員長
	竹 沢 えり子	副委員長
	福 島 真 人	
公募による市民	石 塚 典 久	
	田 島 せつ子	

## 2 公共施設等整備・再編推進本部

### (1) 公共施設等整備・再編推進本部設置要綱

#### 武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部設置要綱

〔平成27年4月15日〕  
訓令（乙）第83号

#### (設置)

第1条 本市における公共施設等の現況及び将来の見通しについて検討し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方針及び施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定め、公共施設等の配置の最適化とともに効率的な行財政運営を図るため、武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公共施設等の整備及び再編に関すること。

#### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長が当たる。

3 副本部長は、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、同部環境担当部長、健康福祉部長、同部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、同部建設管理担当部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長及び同部学校教育担当部長の職にある者をもって充てる。

#### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の市職員の出席を求めることができる。

#### (部会)

第6条 本部に、その所掌事項を専門的に調査研究させるため、公共施設等整備・再編推進作業部会（以下「部会」という。）を置く。

(部会の組織)

第7条 部会は、部会員24人で組織する。

- 2 部会員は、企画財政部長、企画財政部企画政策課長、同部財政課長、総務部総務契約課長、同部防災安全課長、市民部市民課出張所担当課長、協働推進部協働推進課長、同部産業観光課長、同部環境課長、健康福祉部福祉総務課長、同部高齢福祉課長、同部障害福祉課長、同部健康推進課長、子ども家庭部子ども子育て支援課長、同部子ども青少年課児童担当課長、都市整備部都市計画課長、同部道路下水道課長、同部施設課長、教育部教育総務課長、同部教育指導課指導・教育センター担当課長（担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱（平成18年武蔵村山市教育委員会訓令（甲）第1号）第3条第1項ただし書の規定により同担当課長を置かないときは、同部指導担当参事）、同部学校給食課防災食育センター整備担当課長、同部文化振興課長、同部スポーツ振興課長及び同部図書館長の職にある者をもって充てる。
- 3 部会に、特別の事項を調査研究させるため必要があるときは、臨時部会員を置くことができる。
- 4 臨時部会員は、その設置に係る特別の事項に関する事務を主管し、又は当該事務に係る課の長（相当する職にある者を含む。）のうちから、部会の議決により定める者をもって充てる。
- 5 臨時部会員は、その設置に係る特別の事項に関する調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

(部会長及び副部会長)

第8条 部会に、部会長及び副部会長1人を置き、部会員の互選により選任する。

- 2 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第9条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、最初の会議は、本部長が招集する。

- 2 部会は、部会員及び議事に関係のある臨時部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、部会員及び議事に関係のある臨時部会員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(報告)

第10条 部会長は、部会における調査研究が終了したときは、その結果を本部長に報告しなければならない。

(分科会)

第11条 部会長が調査研究に当たり特に必要と認めるときは、部会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の委員（以下「分科会員」という。）は、部会員（臨時部会員を含む。）の中から部会長が指名する者をもって充てる。

(準用)

第12条 第8条から第10条までの規定は、分科会の組織及び会議について準用する。  
この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「分科会」と、「部会長」とあるのは「分科会長」と、第8条第1項及び第3項中「副部会長」とあるのは「副分科会長」と、第8条第1項並びに第9条第2項及び第3項中「部会員」とあるのは「分科会員」と、第9条第1項及び第10条中「本部長」とあるのは「部会長」と、第9条第2項及び第3項中「臨時部会員」とあるのは「臨時分科会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第13条 本部並びに部会及び分科会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 公共施設等整備・再編推進本部開催経過等

ア 計画策定時

(ア) 本部

回	開催年月日	議 題
第1回	平成27年 4月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設等総合管理計画の策定方針(案)について</li><li>・今後のスケジュールについて</li><li>・その他について</li></ul>
第2回	平成28年 6月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設等総合管理計画の計画期間について</li><li>・公共施設等総合管理計画(素案)について</li><li>・その他について</li></ul>
第3回	平成28年10月14日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設等総合管理計画(原案)について</li><li>・その他について</li></ul>
第4回	平成28年11月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案)について</li><li>・その他について</li></ul>
第5回	平成29年 1月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(原案)について</li><li>・その他について</li></ul>



## (イ) 作業部会

回	開催年月日	議 題
第1回	平成27年 4月28日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会長及び副部会長の互選について</li> <li>・ その他について</li> </ul>
第2回	平成27年12月24日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民アンケート内容について</li> <li>・ その他について</li> </ul>
第3回	平成28年 3月24日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設等の現況及び将来の見通しについて</li> <li>・ 公共施設等総合管理計画ヒアリングの実施について</li> <li>・ その他について</li> </ul>
第4回	平成28年 5月31日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設等総合管理計画 (素案) について</li> <li>・ その他について</li> </ul>
第5回	平成28年10月17日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案) について</li> <li>・ その他について</li> </ul>
第6回	平成28年10月28日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案) について</li> <li>・ 公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案) 重点プランについて</li> <li>・ その他について</li> </ul>
第7回	平成28年11月10日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設等総合管理計画【個別施設計画】(素案修正版) について</li> <li>・ その他について</li> </ul>

イ 計画改訂時

(ア) 本部

回	開催年月日	議 題
第14回	令和 3年 6月 23日 (水)	・公共施設等総合管理計画の改訂について
第15回	令和 3年 11月 26日 (金)	・公共施設等総合管理計画 (改訂素案) について
第16回	令和 4年 2月 8日 (火)	・公共施設等総合管理計画 (改訂原案) について

(注) 公共施設等総合管理計画の改訂に係る議題のみ掲載した。

(イ) 作業部会

回	開催年月日	議 題
第19回	令和 3年 8月 17日 (火)	・公共施設等総合管理計画 (改訂素案) について
第20回	令和 3年 10月 14日 (木)	・公共施設等総合管理計画 (改訂素案) について
第21回	令和 3年 11月 4日 (木)	・公共施設等総合管理計画 (改訂素案) について

(注) 公共施設等総合管理計画の改訂に係る議題のみ掲載した。

## (3) 公共施設等整備・再編推進本部委員名簿

## ア 計画策定時

## (ア) 本部

区分	氏名	職名	備考
本部長	藤野 勝	市長	
副本部長	山崎 泰大	副市長	
副本部長	持田 浩志	教育長	
本部員	高尾 典之	企画財務部長	平成28年4月1日～
		高齢・障害担当部長	～平成28年3月31日
本部員	荒井 一浩	財政担当部長	
本部員	山田 行雄	総務部長	平成28年4月1日～
		協働推進部長	～平成28年3月31日
本部員	鈴田 毅士	市民部長	平成28年4月1日～
		建設管理担当部長	～平成28年3月31日
本部員	下田 光男	市民部長	～平成28年3月31日
本部員	比留間 毅浩	協働推進部長	平成28年4月1日～
		企画財務部長	～平成28年3月31日
本部員	佐野 和実	環境担当部長	
本部員	中野 育三	健康福祉部長	平成28年4月1日～
		教育部長	～平成28年3月31日
本部員	登坂 正美	高齢・障害担当部長	平成28年4月1日～
		健康福祉部長	～平成28年3月31日
本部員	田代 篤	子ども家庭担当部長	
本部員	腰塚 信一郎	都市整備部長	
本部員	神子 武己	建設管理担当部長	平成28年4月1日～
本部員	池谷 敏久	会計管理者	平成28年4月1日～
	比留間 多一		～平成28年3月31日
本部員	石川 浩喜	議会事務局長	
本部員	内野 正利	教育部長	平成28年4月1日～
		総務部長	～平成28年3月31日
本部員	佐藤 敏数	学校教育担当部長	平成28年4月1日～
	榎並 隆博		～平成28年3月31日

## (イ) 作業部会

区 分	氏 名	職 名	備 考
部会長	高 尾 典 之	企画財務部長	平成 28 年 4 月 1 日～
	比留間 毅 浩		～平成 28 年 3 月 31 日
副部会長	鈴 木 義 雄	企画政策課長	平成 28 年 4 月 1 日～
	神 子 武 己		～平成 28 年 3 月 31 日
部会員	高 野 典	総務契約課長	
部会員	福 井 勇	防災安全課長	平成 28 年 4 月 1 日～
		地域福祉課長	～平成 28 年 3 月 31 日
部会員	新 保 晃 治	市民課出張所担当課長	平成 28 年 4 月 1 日～
	河 野 幸 雄		～平成 28 年 3 月 31 日
部会員	三 條 博 美	協働推進課長	
部会員	児 玉 眞 一	産業観光課長	平成 28 年 4 月 1 日～
	並 木 篤 志		～平成 28 年 3 月 31 日
部会員	川 口 涉	環境課長	
部会員	鈴 木 浩	地域福祉課長	平成 28 年 4 月 1 日～
		防災安全課長	～平成 28 年 3 月 31 日
部会員	加 藤 秀 郎	高齢福祉課長	平成 28 年 10 月 1 日～
	諸 星 裕		～平成 28 年 9 月 30 日
部会員	松 下 君 江	障害福祉課長	平成 28 年 4 月 1 日～
		教育総務課長	～平成 28 年 3 月 31 日
部会員	川 島 一 利	障害福祉課長	～平成 28 年 3 月 31 日
部会員	小 林 真	子育て支援課長	
部会員	長 谷 慶 一	子ども育成課児童担当課長	平成 28 年 4 月 1 日～
	小 川 和 男		～平成 28 年 3 月 31 日
部会員	宮 沢 聖 和	健康推進課長	
部会員	堂 垣 淳	道路下水道課長	
部会員	比留間 光 夫	施設課長	
部会員	井 上 幸 三	教育総務課長	平成 28 年 4 月 1 日～
部会員	小 嶺 大 進	教育指導課指導担当参事(教育指導課指導・教育センター担当課長事務取扱)	平成 28 年 4 月 1 日～
		教育指導課指導・教育センター担当課長	～平成 28 年 3 月 31 日
部会員	神 山 幸 男	学校給食課長	
部会員	山 田 義 高	文化振興課長	
部会員	指 田 政 明	スポーツ振興課長	
部会員	乙 幡 孝	図書館長	

## イ 計画改訂時

## (ア) 本部

区分	氏名	職名	備考
本部長	山崎 泰大	市長	
副本部長	石川 浩喜	副市長	令和3年7月1日～
本部員		総務部長	～令和3年6月30日
副本部長	池谷 光二	教育長	
本部員	神子 武己	企画財政部長	令和3年7月1日～
		教育部長	～令和3年6月30日
本部員	神山 幸男	総務部長	令和3年7月1日～
		企画財政部長	～令和3年6月30日
本部員	室賀 和之	市民部長	
本部員	雨宮 則和	協働推進部長	
本部員	古川 純	環境担当部長	
本部員	島田 拓	健康福祉部長	令和3年8月5日～
		高齢・障害担当部長	～令和3年8月4日
本部員	鈴木 義雄	高齢・障害担当部長	令和3年8月5日～
		健康福祉部長	～令和3年8月4日
本部員	乙幡 康司	子ども家庭部長	
本部員	竹市 基治	都市整備部長	
本部員	指田 政明	建設管理担当部長	令和3年7月1日～
本部員	高尾 典之	会計管理者	
本部員	小林 真	議会事務局長	
本部員	諸星 裕	教育部長	令和3年7月1日～
		建設管理担当部長	～令和3年6月30日
本部員	高橋 良友	学校教育担当部長	

## (イ) 作業部会

区 分	氏 名	職 名	備 考
部会長	神 子 武 己	企画財政部長	
副部会長	増 田 宗 之	企画政策課長	
部会員	比留間 毅 浩	財政課長	
部会員	井 上 幸 三	総務契約課長	
部会員	石 川 篤	防災安全課長	
部会員	佐 野 和 実	市民課出張所担当課長	
部会員	湊 祥 子	協働推進課長	
部会員	中 村 顕 治	産業観光課長	
部会員	北 條 浩 之	環境課長	
部会員	小 延 明 子	福祉総務課長	
部会員	加 藤 俊 幸	高齢福祉課長	
部会員	栗 原 秀 和	障害福祉課長	
部会員	小 野 暢 路	健康推進課長	
部会員	児 玉 眞 一	子ども青少年課児童担当課長	
部会員	木 村 朋 子	子ども子育て支援課長	
部会員	篠 田 光 宏	都市計画課長	
部会員	田 村 崇 寛	道路下水道課長	
部会員	櫻 井 謙 次	施設課長	
部会員	平 崎 智 章	教育総務課長	
部会員	赤 坂 弘 樹	教育指導課指導・教育センター担当課長	
部会員	矢 野 喜 之	学校給食課防災食育センター整備担当課長	
部会員	高 橋 一 磨	文化振興課長	
部会員	西 原 陽	スポーツ振興課長	
部会員	藤 本 昭 彦	図書館長	

### 3 その他の市民参加

#### (1) 計画策定時

##### ア 市民アンケート調査

- ・対象者 平成27年12月1日時点において、市内に居住している18歳以上の方
- ・対象者数 3,000人（住民基本台帳からの無作為抽出）
- ・調査期間 平成28年1月29日（金）から同年2月12日（金）まで
- ・回収結果 有効回収数 951通  
有効回収率 31.7%

##### イ パブリックコメント（意見公募）

###### （ア）公共施設等総合管理計画【全体計画】（素案）について

- ・意見募集期間 平成28年7月19日（火）から同年8月18日（木）まで
- ・意見の件数 0件

###### （イ）公共施設等総合管理計画【個別施設計画】（素案）について

- ・意見募集期間 平成28年12月6日（火）から平成29年1月4日（水）まで
- ・意見の件数 11件

##### ウ 市民説明会

回	日時	場所	参加者数
第1回	平成28年12月16日（金） 午後7時から	中部地区会館 401大集会室	7人
第2回	平成28年12月17日（土） 午前10時から	中部地区会館 401大集会室	3人

#### (2) 計画改訂時

##### パブリックコメント（意見公募）

- ・意見募集期間 令和3年12月10日（金）から令和4年1月9日（日）まで
- ・意見の件数 1件

武蔵村山市公共施設等総合管理計画  
(平成 29 年度～令和 28 年度)

発行年月／平成 29 年 3 月 (令和 4 年 3 月改訂)

発 行／武蔵村山市

編 集／武蔵村山市企画財政部企画政策課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1

TEL 042 (565) 1111 (代表)

本書は再生紙を使用しています。





武蔵村山市